

令和3年度京都府サービス管理責任者等基礎研修 ～よくあるご質問（FAQ）～

1. 指定障害福祉サービス事業所について

以下の障害福祉サービス等種別をご確認ください。なお、【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者包括支援・短期入所】のサービス種別及び相談支援事業については、サービス管理責任者等を配置する必要がありません。

障害福祉サービス等種別
療養介護、生活介護、施設入所支援
自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助
就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援
児童発達支援センター（医療型含む。）、児童発達支援事業（医療型含む。）、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設（福祉型・医療型）

2. サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者として配置されるためには必要な研修について

サービス管理責任者等として配置されるためには「実務経験」と「各研修の修了」（①「サービス管理責任者等基礎研修」②「相談支援従事者初任者研修」講義部分（3日間コース）③サービス管理責任者等実践研修）が必要となります。

なお、本申込みは①「サービス管理責任者等基礎研修」のみの受付となっております。②「相談支援従事者初任研修」講義（3日間コース）③「サービス管理責任者等実践研修」につきましては別途お申込みください。

3. サービス管理責任者等として必要な実務要件（年数）を満たしているかの確認について

以下の関係機関にお問い合わせください。

- ◆京都府内事業所の場合…所管の府保健所福祉課
- ◆京都市内事業所の場合
 - ・サービス管理責任者：京都市保健福祉局障害保健福祉推進室（TEL：075-222-4161）
 - ・児童発達支援管理責任者：京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課（TEL：075-746-7625）

4. これから新規指定を受ける予定の事業所の方の受講申込みについて

様式1-2と様式2を御提出ください。

受講申込時点において障害福祉サービス事業所に勤務していないが、今後（おおよそ1年以内に）京都府内で新たに事業所を開設しサービス管理責任者等となる具体的な予定があるため、本研修の受講申込をするときは、勤務予定事業所を運営する法人の代表者から推薦を得た上で、以下の【事業所指定に関連する問い合わせ先】に記載の機関で確認を受けてください。

【事業所指定に関連する問い合わせ先】

- 京都府内事業所の場合…所管の府保健所福祉課
- 京都市内事業所の場合
 - ・サービス管理責任者：京都市保健福祉局障害保健福祉推進室（TEL：075-222-4161）

5. 以前分野別のサービス管理責任者等研修を修了したが、再度受講が必要か？

平成31年3月31日以前に実施のサービス管理責任者等研修（以下、旧研修）を修了した方は、改めて基礎研修を受講する必要はありません。また、平成30年度以前の研修を修了している方は、共通カリキュラムの修了者とみなします。

平成31年4月1日から、サービス管理責任者等研修について、制度が改正されました。本研修では、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通カリキュラムで実施します。